

豊中市規則第2号

豊中市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

豊中市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年豊中市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(良好な居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準)</p> <p>第2条 法第6条第1項第3号に規定する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>建築をしようとする住宅</u>が都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画（以下「地区計画」という。）のうち、同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められた<u>区域内</u>である場合にあつては、当該地区計画に定められた建築物に関する事項（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2の規定に基づき条例で定めた建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する制限に係るものを除く。）に適合するもの</p> <p>(2) <u>建築をしようとする住宅</u>が景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又は第2項の規定による届出を要するものである場合にあつては、景観計画（同法第8条第1項に規定する景観計画をいう。）に定められた建築物に関する事項に適合するもの</p> <p>(3) <u>建築をしようとする住宅</u>が建築基準法第69条に規定する建築協定の<u>区域内</u>である場合にあつては、当該協定に定められた建築物に関する事項に適合するもの</p> <p>(4) <u>建築をしようとする住宅</u>がアからウまでに掲げる<u>区域内</u>でないこと。ただし、市長が法第6条第1項第4号ロに規定する期間以上当該住宅が存</p>	<p>(良好な居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準)</p> <p>第2条 法第6条第1項第3号に規定する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅</u>（以下「<u>認定申請対象住宅</u>」という。）が都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画（以下「地区計画」という。）のうち、同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められた<u>区域内</u>にある場合にあつては、当該地区計画に定められた建築物に関する事項（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2の規定に基づき条例で定めた建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する制限に係るものを除く。）に適合するもの</p> <p>(2) <u>認定申請対象住宅</u>が景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又は第2項の規定による届出を要するものである場合にあつては、景観計画（同法第8条第1項に規定する景観計画をいう。）に定められた建築物に関する事項に適合するもの</p> <p>(3) <u>認定申請対象住宅</u>が建築基準法第69条に規定する建築協定の<u>区域内</u>にある場合にあつては、当該協定に定められた建築物に関する事項に適合するもの</p> <p>(4) <u>認定申請対象住宅</u>が次に掲げる<u>区域内</u>にないこと。ただし、市長が法第6条第1項第5号ロに規定する期間以上当該住宅が存続できると認め</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>続できると認める場合は、この限りでない。</p> <p>ア～ウ (省 略)</p> <p>(市長が必要と認める図書)</p> <p><u>第3条</u> 法施行規則第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>	<p>る場合は、この限りでない。</p> <p>ア～ウ (省 略)</p> <p><u>(自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する基準)</u></p> <p><u>第3条 法第6条第1項第4号に規定する基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 認定申請対象住宅が次に掲げる区域(次号アに掲げる区域を除く。)</u> <u>内でないこと。ただし、当該区域の指定が解除されることが決定している場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域</u></p> <p><u>イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p><u>ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</u></p> <p><u>(2) 認定申請対象住宅が次に掲げる区域における建築等の制限に適合していること。</u></p> <p><u>ア 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域</u></p> <p><u>イ 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項に規定する浸水被害防止区域</u></p> <p><u>ウ 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域</u></p> <p>(市長が必要と認める図書)</p> <p><u>第4条</u> 法施行規則第2条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p>

(現 行)

(改 正 後)

(1) 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次号において同じ。）が交付した法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると認めた適合証を有する場合 当該適合証又はその写し

(2) 登録住宅性能評価機関が交付した長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める基準に適合する旨が確認できる設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）を有する場合（前号の適合証を有する場合を除く。） 当該設計住宅性能評価書の写し

(3) 登録住宅型式性能認定等機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が交付した住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第41条第1項の住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）を有する場合 当該住宅型式性能認定書の写し

(4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項の型式住宅部分等製造者認証書を有する場合 当該型式住宅部分等製造者認証書の写し

(5) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書を有する場合 当該図書（住宅の品質確保の促進等

(1) 登録住宅型式性能認定等機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が交付した住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第41条第1項の住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）を有する場合（第4号に掲げる場合を除く。） 当該住宅型式性能認定書の写し

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項の型式住宅部分等製造者認証書を有する場合（第4号に掲げる場合を除く。） 当該型式住宅部分等製造者認証書の写し

(3) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書を有する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該

(現 行)	(改 正 後)
<p>に関する法律第59条第2項に規定する試験の結果の証明書を有する場合にあっては、当該証明書)</p> <p>(6)～(9) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定に準じた審査が必要なものに限る。)をしようとする者は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書正本1通及び副本2通を市長に提出するものとする。ただし、<u>第1項第8号</u>の書面の写しを提出した場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(市長が不要と認める図書)</p> <p><u>第4条</u> 法施行規則第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>前条第1項第3号</u>の住宅型式性能認定書の写しを提出した場合 当該住宅型式性能認定書において明示することを要しない事項として指定された図書</p> <p>(2) <u>前条第1項第4号</u>の型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した</p>	<p>図書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第59条第2項に規定する試験の結果の証明書を有する場合にあっては、当該証明書)</p> <p><u>(4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請をする場合 法施行規則第2条第1項の表1に掲げる設計内容説明書</u></p> <p><u>(5)～(8) (省 略)</u></p> <p><u>(9) 前条第2号アからウまでに掲げる区域における建築等の制限に適合する旨を証明する書面が交付されている場合 当該書面の写し</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定に準じた審査が必要なものに限る。)をしようとする者は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書正本1通及び副本2通を市長に提出するものとする。ただし、<u>第1項第7号</u>の書面の写しを提出した場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(市長が不要と認める図書)</p> <p><u>第5条</u> 法施行規則第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号</u>の住宅型式性能認定書の写しを提出した場合 当該住宅型式性能認定書において明示することを要しない事項として指定された図書</p> <p>(2) <u>前条第1項第2号</u>の型式住宅部分等製造者認証書の写しを提出した</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>場合 当該型式住宅部分等製造者認証書において明示することを要しない事項として指定された図書</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(認定をしない旨の通知)</p> <p><u>第5条</u> (省 略)</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p><u>第6条</u> 法第5条第1項から<u>第3項</u>まで、法第8条第1項若しくは法第9条第1項の規定による認定の申請又は法第10条の規定による地位の承継の承認の申請をした者は、当該認定又は承認を受ける前に、これらの申請を取り下げるときは、申請取下届正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。</p> <p>(報告)</p> <p><u>第7条</u> (省 略)</p> <p>(取りやめる旨の申出)</p> <p><u>第8条</u> (省 略)</p> <p>(取消通知)</p> <p><u>第9条</u> (省 略)</p>	<p>場合 当該型式住宅部分等製造者認証書において明示することを要しない事項として指定された図書</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(認定をしない旨の通知)</p> <p><u>第6条</u> (省 略)</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p><u>第7条</u> 法第5条第1項から<u>第5項</u>まで、法第8条第1項若しくは法第9条第1項若しくは<u>第3項</u>の規定による認定の申請又は法第10条の規定による地位の承継の承認の申請をした者は、当該認定又は承認を受ける前に、これらの申請を取り下げるときは、申請取下届正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。</p> <p>(報告)</p> <p><u>第8条</u> (省 略)</p> <p>(取りやめる旨の申出)</p> <p><u>第9条</u> (省 略)</p> <p>(取消通知)</p> <p><u>第10条</u> (省 略)</p> <p><u>(許可申請書に添付する図書又は書面)</u></p> <p><u>第11条</u> 法施行規則第18条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>豊中市建築基準法施行細則(昭和43年3月12日規則第4号)第3条第1項の表に掲げる図書又は書面</u></p> <p>(2) <u>法第6条第1項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)</u>の</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(通知書等の様式)</p> <p><u>第10条</u> (省 略)</p> <p>(施行細目)</p> <p><u>第11条</u> (省 略)</p>	<p><u>認定を受けたことを証明する書面の写し</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認める場合においては、参考となる図書又は書面を添付させることがある。</u></p> <p><u>3 第1項第1号に掲げる図書又は書面に明示すべき事項を同号に掲げる図書又は書面のうち他の図書又は書面に明示してその図書又は書面を法施行規則第18条第1項の許可申請書(以下この項において「申請書」という。)に添える場合においては、第1項の規定にかかわらず、当該図書又は書面に明示することを要しない。この場合において、当該図書又は書面に明示すべき全ての事項を当該他の図書又は書面に明示したときは、当該図書又は書面を申請書に添えることを要しない。</u></p> <p>(通知書等の様式)</p> <p><u>第12条</u> (省 略)</p> <p>(施行細目)</p> <p><u>第13条</u> (省 略)</p>

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。